

地域計画

策定年月日	令和6年4月22日
更新年月日	( )
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	長浜市 (25203)
地域名 (地域内農業集落名)	中野町 (中野町)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	67.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	66.9 ha
② 田の面積	67.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.5 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.2 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当該対象地域については、令和3年度以降において高齢化等の理由で全農家が離農される結果となり、こうしたことを予測して10年前に立ち上げた集落営農組織が対象農地のおおよそ1/2を当該集落営農組合が水稻を中心に大麦やソバ等を作付けしている。その組合設立の趣旨から集落内組合員の所有農地については、要請に応じて当該集落営農組合が耕作を引き受ける責務があるが、このために設備投資や作業人員の確保等の生産能力の増強が課題である。現在の生産能力を超える農地については、当面他の中心経営体に引き受けていただく事に対応している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

過疎地域にある当地区内の農業については、単なる営利追求と生産性を重視するだけでなく、集落機能の維持により集落ぐるみで農地、水利、自然環境等の良好な農業環境を保全して、豊かな農村生活と文化を次の世代に引き継いでゆくことを営農の理念とした。このためには、当面水稻を中心に有機農業や緑肥など食の安全対策や生物多様性に基づくSDGsに配慮しながら、さらに水稻以外の栽培面積を増やし、販売部門の設立や女性も含めて空き時間に誰でも楽しく農作業に参加できる仕組みづくりを目指す。さらに野菜等の栽培も含めた複合的な農業経営で地域の活性化を図ってゆく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
当地区内の農地については、集落営農組織を立ち上げて集落ぐるみで農地を大切に利用・保全し、次の世代に引き継いでゆくことを営農の理念とした。よって、集落内の農地は、その生産能力の可能な限りにおいて中心経営体である当営農組合に集約して、その責務を果たすことを使命としている。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	95.8%	将来の目標とする集積率	96 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
現状の農地利用状況の中で集約化を推進することを原則とし、別途(有)アグリサポート北びわこに協力を得ている山西の農地については柱町から野田より以南の農地を当組合に集約化し、(有)アグリサポート北びわこに道町から井川以北の農地を集約化してゆく計画である。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
すでに発足している虎姫地区認定農業者連絡会や(有)アグリサポート北びわこに、また中野地権者組合等に理解と協力を得て、集積、集約化を積極的に進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地権者等の貸し手の理解や将来的な安心感が得られるためにも、農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借契約を積極的に図ってゆく。
(3)基盤整備事業への取組
老朽化している用水路の改修や排水路の浚渫等を進めるとともに、圃場の単位規模の拡大と共にその畦畔除去並びにその本田管理道の設置といった基盤整備を少しでも可能な範囲で取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
新たな経営体の確保や育成は、集落営農組織であることから馴染まず考えていない。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
(有)アグリサポート北びわこことのそれぞれが生産効率が高い作付け品目の相互の調整と連携の取り組み。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

特に、食料米の栽培にあたっては、肥料や農薬の使用について有機資材の活用をさらに進めて、安心・安全な食料の生産を拡大してゆき、地産地消による地域循環型の流通システムの確立を図ってゆく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和14年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	1	水稲、麦	30.4 ha	ha	水稲	39.0 ha	ha	1	
認農	2	水稲、麦、そば	19.7 ha	ha	水稲、麦、そば	12.0 ha	ha	2	
認農	3	水稲、麦、大豆	4.0 ha	ha	水稲、麦、大豆	4.0 ha	ha	3	
認農	4	水稲、麦、大豆	3.9 ha	ha	水稲、麦、大豆	4.1 ha	ha	4	
認農	5	水稲	3.0 ha	ha	水稲	3.0 ha	ha	5	
認農	6	水稲、麦	0.8 ha	ha	水稲	0.4 ha	ha	6	
認農	7	水稲	0.6 ha	ha	水稲	0.6 ha	ha	7	
認農	8	水稲	0.6 ha	ha	水稲	1.1 ha	ha	8	
認農	9	麦	0.2 ha	ha	水稲	0.2 ha	ha	9	
認農	10	水稲	0.1 ha	ha	水稲	0.1 ha	ha	10	
	11	水稲	0.8 ha	ha	水稲	0.8 ha	ha	11	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	11経営体		64.1 ha	0 ha		65.3 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業者名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

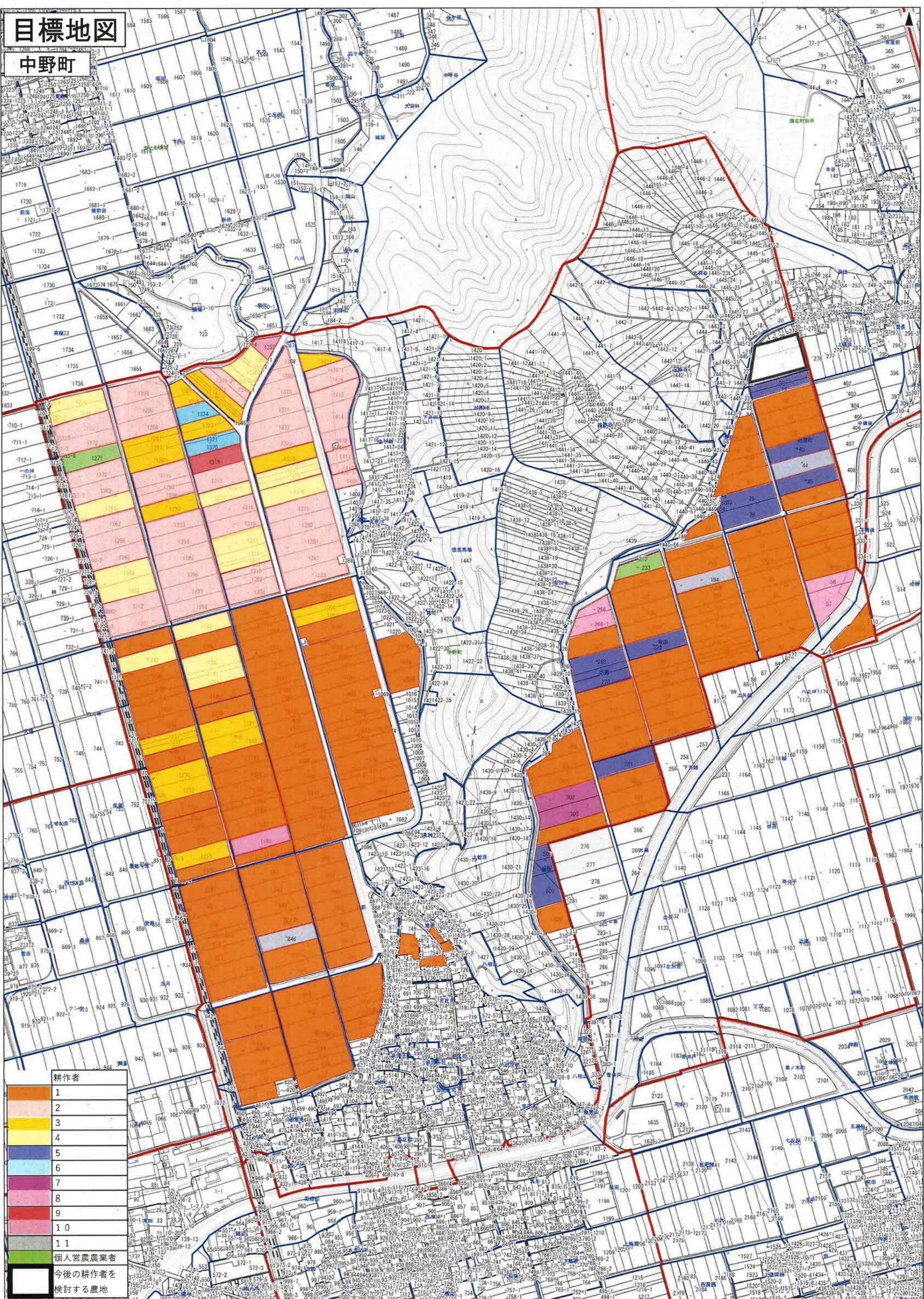
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

# 目標地図

## 中野町



耕作者	
1	2
3	4
5	6
7	8
9	10
11	12

個人営農農業者  
今後の耕作者を  
検討する農地